

船舶事故調査報告書

令和元年5月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月24日 15時20分ごろ
発生場所	長崎県長崎市母子島南方沖 能瀬灯標から真方位281°5.2海里（M）付近 （概位 北緯32°49.2′ 東経129°37.8′）
事故の概要	遊漁船優美丸は、西北西進中、また、プレジャーボート弥太丸Ⅱは、錨泊中、両船が衝突した。 弥太丸Ⅱは、同乗者が負傷し、左舷船尾部等に圧壊を生じ、また、優美丸は、船首部船底外板等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 優美丸、5.7トン NS2-23160（漁船登録番号）、個人所有 12.45m（Lr）×2.63m×0.81m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成7年4月 第292-39589号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 弥太丸Ⅱ、1.7トン 292-50868長崎、個人所有 6.27m（Lr）×2.25m×1.00m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.2kW、平成26年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月12日 免許証交付日 平成28年8月4日 （令和3年9月15日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年12月16日 免許証交付日 平成26年12月17日 （令和元年12月16日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部船底及び左舷側外板に擦過傷 B 左舷船尾部、操舵室及び船外機に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波向 南南西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、平成30年6月24日14時30分ごろ長崎県新上五島町相ノ島付近の釣り場に向けて長崎市三重式見港の定係場所を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、冷房を効かせた操舵室で薄着になり、右舷寄りの舵輪後方の椅子に腰を掛けて操舵に当たり、レーダーをノースアップの1.5Mレンジとして作動させ、約16.5ノットの対地速力で、母子島南方沖を手動操舵により西北西進した。</p> <p>船長Aは、15時15分ごろ船首方1.5M付近にB船のレーダー映像を認めて船体を目視でも確認したが、15時17分ごろレーダー画面を見たところ、船首方からB船の映像が消え、目視でも船体を確認できなかったため、B船が移動したと思い、間もなく身体に寒さを感じ、操舵室内を見渡して上着を探し始めた。</p> <p>A船は、船長Aが、やがて釣り客の荷物の下になっていた上着を見つけ、舵輪後方の椅子から離れてかがみ込み、上着を取って立ち上がったところ、船首方至近にB船を認め、右舵一杯を取って主機を後進としたものの、15時20分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、B船の船尾部に乗り上げた。</p> <p>船長Aは、A船をB船から離して釣り客の負傷の有無、A船及びB船の損傷状況などを確認した後、B船をえい航して三重式見港に入港し、その後、海上保安庁から本事故発生についての問合せを受けた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族1人を同乗させ、釣りの目的で、07時00分ごろ母子島南方沖の釣り場に向けて三重式見港の定係場所を出港した。</p> <p>B船は、07時30分ごろ水深約42mの釣り場に到着して重さ約30kgのステンレス製四爪錨を船首部から投入し、同錨につないだ直径16mmの化学繊維製錨索を約70m伸出して船首部のクリートに止め、船外機を停止してチルトアップし、黒色の球形形象物を操舵室上部のマストに表示して錨泊を始め、釣りを開始した。</p> <p>B船は、船長Bが船首部で一段高くなっている甲板に腰を掛け、同乗者が左舷船尾部でクーラーボックスに腰を掛け、共に左舷方を向いて釣りを行いながら、船首が南西方に向いて錨泊を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りを続けていたところ、左舷方約300m付近にB船に向かって接近するA船を初めて認め、危険を感じて同乗者と共に操舵室に移動し、汽笛を連続して鳴らしたただけでほかに何もすることができ</p>

	<p>ず、A船と衝突した。</p> <p>B船は、15時40分ごろA船によってえい航が開始され、16時30分ごろ同乗者が携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した後、16時55分ごろ三重式見港に入港した。</p> <p>B船の同乗者は、長崎市内の病院で頭部、右肩、右肘、右手関節及び右手指の打撲傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、出港前の氷の積込みなどで汗をかき、暑く感じていたので、操舵室の冷房を強く効かせて薄着で操船に当たっていた。</p> <p>船長Bは、もう少し離れているときにA船を認め、すぐに船外機を使って船体を移動させておけば、衝突を回避できたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、いずれも膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、母子島南方沖を西北西進中、船長Aが、船首方には船舶がないと思い、上着を探すことに意識を向け、操縦場所から離れてかがみ込み、見張りを行わずに航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、母子島南方沖において錨泊中、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行うことに意識を向け、周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたことから、B船に向かって接近しているA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、母子島南方沖において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方には船舶がないと思い、上着を探すことに意識を向け、見張りを行わずに航行を続け、また、船長Bが、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行うことに意識を向け、周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、操船以外のことに意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・錨泊中であっても、必要な場合、早期に衝突を回避するための適切な措置を講じることができるよう、周囲の見張りにも気を配ること。

付図1 事故発生経過概略図

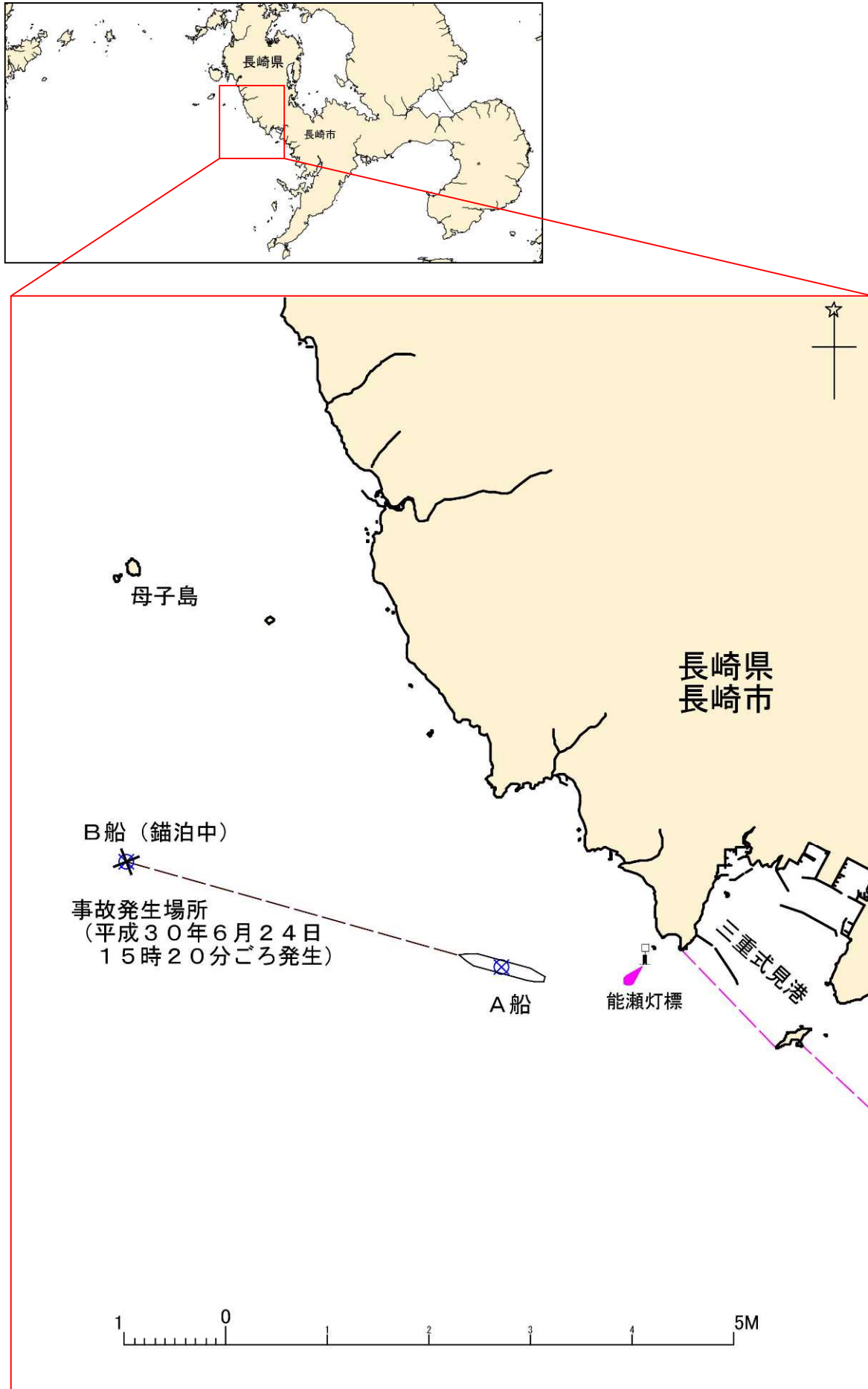


写真1 A船



写真2 B船

